

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国は、高齢化の進行に加え、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加など世帯構造の変化が進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、更には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える令和22（2040）年に向けて、介護サービス需要が更に増加、多様化していくことが見込まれています。また、令和7（2025）年以降は現役世代の減少が顕著となり、令和22（2040）年に向けて、高齢者の介護を支える人材の確保も大きな課題となっています。

平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を展望して、中長期的な視点に立った施策の展開を図ってきました。今後は、令和7（2025）年にとどまらず、その先の令和22（2040）年を展望して取組を進めることが必要となっています。

具体的には、令和22（2040）年における本市の介護が必要な高齢者の動向を踏まえた介護サービスの基盤整備・充実を適切に進めていくとともに、介護保険事業の運営の適正化を図っていくため、介護予防・健康づくりの取組や総合事業、一般介護予防事業、シニアが元気に活躍できるまちづくりに向けた取組、包括的支援事業等を効果的に実施していくこと、また増加する認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症施策推進大綱等を踏まえて認知症施策を総合的に推進していくこと、安定的にサービスが提供できる体制づくりのため、介護人材の確保や介護現場の革新、介護現場の負担軽減を図ることなどが求められています。

全国や京都府より早いペースで高齢化が進んでいる本市においては、65歳以上の高齢者人口はピークを迎えつつあるものの、75歳以上の後期高齢者人口は今後も増加を続け、それに伴い、介護サービスの利用者も増加していくことが見込まれます。

また、少子化の進行と進学や就職などによる若者の都市部への転出により、若年世代の減少が進む中、現役世代（担い手）の減少に伴う介護や地域を支える人材不足がより深刻になってくると予測されます。

このような本市を取り巻く現状と課題を踏まえるとともに、「第7期京丹後市高齢者保健福祉計画」（以下「第7期計画」という。）の取組を承継しつつ、国が示す課題、方向性にも対応しながら、「百才活力社会<sup>1</sup>」を実現するため、「第8期京丹後市高齢者保健福祉計画」（以下「第8期計画」という。）を策定します。

<sup>1</sup> 百才活力社会：「百才」とは、「百」歳になっても、学習や趣味、仕事、ボランティアなど、様々な分野で個々の「才」能を活かして生涯現役で元気に活躍できるという意味

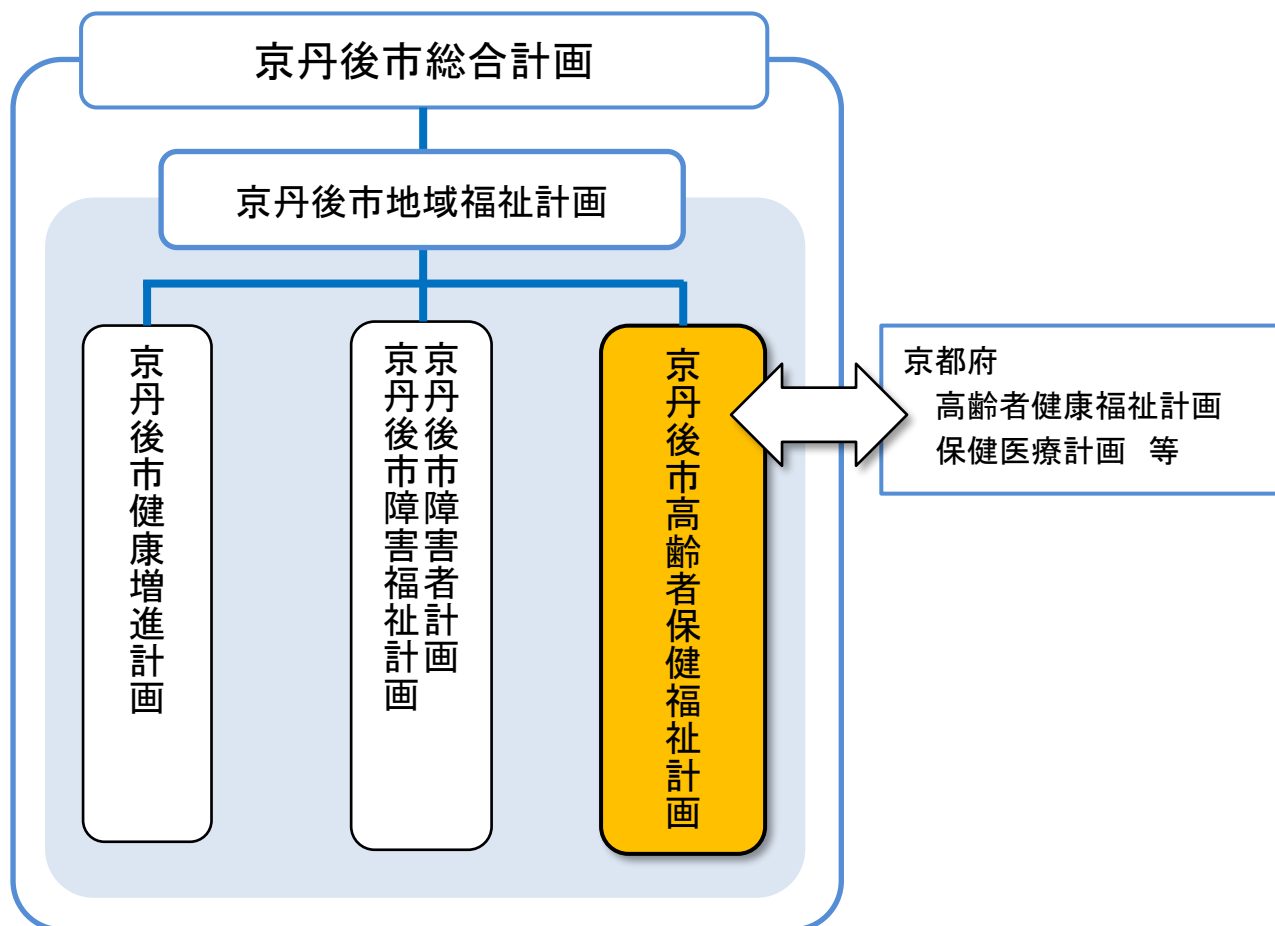
## 2 計画の位置付け

### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、本市における高齢者への保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにした「市町村老人福祉計画」（老人福祉法により介護保険事業計画と一体的に作成することが義務付けられています）と、介護保険法第117条の規定に基づき、要支援・要介護認定者数の推計や各種サービスの利用意向などから算定された介護保険サービスの見込量、サービス提供体制の確保方策など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

### (2) 関連計画との関係

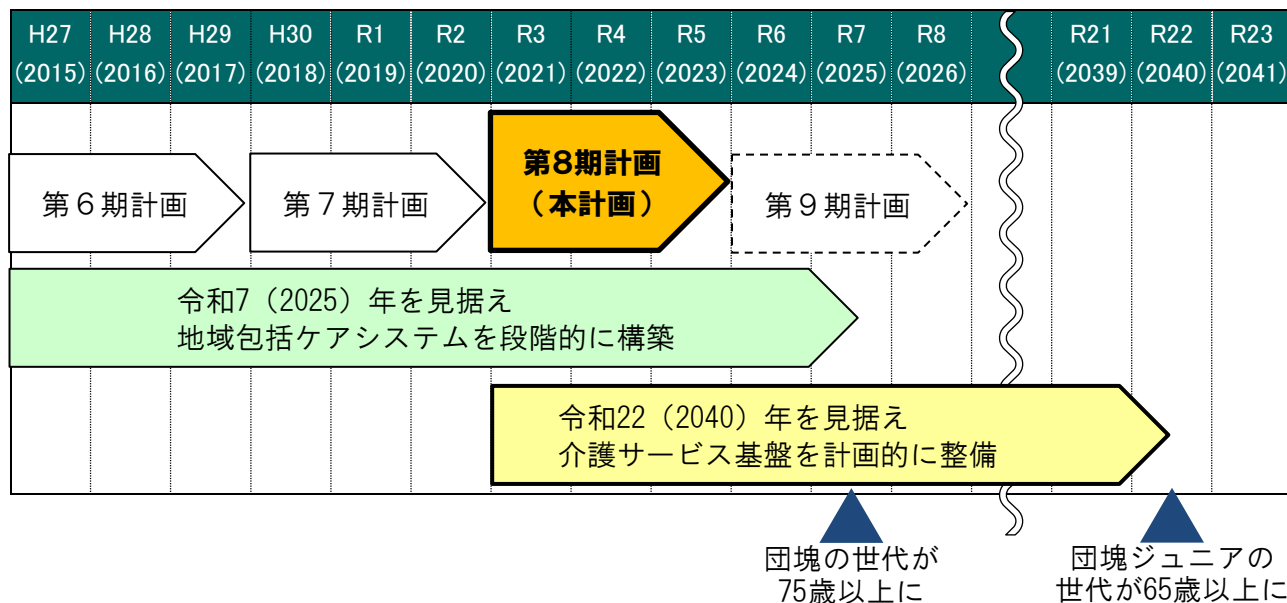
本計画は、本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「第2次京丹後市総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられます。また、地域福祉の基本計画である「第3次京丹後市地域福祉計画」で示された理念と方向性を共有しつつ、高齢者福祉・介護の分野における基本的な考え方と施策の方向性を示すものです。したがって、これらの高齢者福祉に関連する計画との整合を図りながら策定しています。また、本計画は、介護保険法に基づき国が定めた基本指針に即した内容としているほか、京都府高齢者健康福祉計画、京都府保健医療計画等の府の関連計画を踏まえて策定しています。



### 3 計画の期間

高齢者保健福祉計画は、3年を1期として策定されます。したがって、第8期計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域包括ケアシステム<sup>2</sup>の構築に向けた取組を進めるとともに、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、介護サービス利用者数がピークを過ぎ減少に転じることも想定しつつ、本市の状況に応じた介護サービス基盤の整備を進めます。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 健康と福祉のまちづくり審議会による検討

本計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉関係者、医療・保健関係者、団体代表、被保険者代表、関係行政機関等から構成される「健康と福祉のまちづくり審議会」において検討を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

計画策定に当たり、本市の高齢者の状況を把握し、今後の支援方策の検討や、介護予防の推進を図るため、令和2（2020）年1月9日から31日にかけて、高齢者福祉実態調査（以下「実態調査」という。）を実施しました。

また、市内の介護事業所の現状・今後の事業展開や人材確保・定着の取組の把握に向け、令和2（2020）年7月8日から22日までの間、介護サービス事業所運営法人に関するアンケート調査を実施しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

計画案について広く市民の声をお聴きするため、令和2（2020）年12月から令和3（2021）年1月にかけてパブリックコメントを実施しました。

<sup>2</sup> 地域包括ケアシステム：重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう地域内で助け合う体制

## 5 国における制度改正の概要

令和3年度から施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要は次のとおりです（介護保険法と老人福祉法の改正部分のみ抜粋）。

<p>(1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</p> <p>市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。</p>
<p>(2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進</p> <p>① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。</p> <p>② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。</p> <p>③ 介護保険事業（支援）計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。</p>
<p>(3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進</p> <p>① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。</p> <p>② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報について安全性を担保しつつ提供することができることとする。</p> <p>③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</p>
<p>(4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</p> <p>① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。</p> <p>② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。</p> <p>③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、更に5年間延長する。</p>